

守ろう！納税者の権利

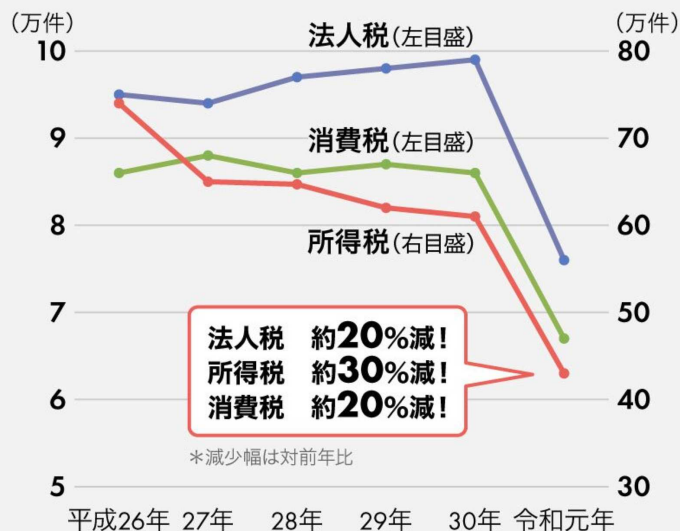
税務調査の相談相次ぐ

お困りの方は民商へ

奈良民商ではこの間、会外業者から税務調査の相談が相次いでいます。コロナ禍で税務調査は左グラフのとおり激減。緊急事態宣言解除後、税務署はこれまで控えていた税務調査を増やすのではないかと推測される動きを見せています。

税務調査には、民商で『納税者の権利』をしっかりと身につけて対応しましょう。困っている人をぜひ奈良民商にご紹介下さい。

法人税・所得税・消費税(個人事業主)の
税務調査件数の推移



国税庁資料にもとづくグラフ。コロナ以降減少していることがわかります。(『ダイヤモンド』より)

奈良民商ニュース

発行 奈良民主商工会
奈良市大森西町13-16
電話0742-33-7266
FAX 0742-34-5826
HP naraminsyo.jp

記帳会

11月の記帳会は、
下記の日程で開催
します。

【日時】

11月17日(水)
13:30

【持ち物】

領収書・帳簿
筆記用具・電卓



絵手紙教室

絵手紙教室は、新型コロナウイルスの感染予防と、みなさんの健康を守るためにしばらくお休みします。

奈良民商には10月に入り、税務調査に入ると奈良税務署から電話があった「屋根工事業」、調査は初めて。どうなるのか不安「造園業」、知り合いが税務調査に。民商は立ち会ってくれるのか「電気工事業」などの相談が寄せられ、入会者も迎えています。

また、事前通知が電話のみで、要件を満たしているかどうか分からない、調査日時の変更に応じない、などの事例も起きています。

通常の税務調査は任意調査で、裁判所の令状をとって、犯罪捜査として行う調査と明確に区分されています。

税務調査では、納税者の都合を守らせて、目的の範囲内の最低限度に止めさせることが大切です。日頃の自主計算をしっかりと行うことと合わせて、『納税者の権利』を主張して、毅然と対応することが必要です。

『税務調査の10の心得』裏面参照)をしっかりと学び、身につけましょう。

民商は税務調査に組織的に対応しています。調査のことは何でもご相談下さい。

民商知らせて仲間を増やそう

生駒支部がチラシ配布統一行動

10月24日、生駒支部はチラシ配布統一行動にとりくみ、白江孝夫副支部長、部品卸、川畑健一副支部長、電気工事、4人が参加。真弓地域でチラシ400枚を配布しました。

参加者は午前10時に近鉄学研北生駒駅に集合。西に向かってならやま大通り沿いを歩き、点在する店舗一軒一軒に声をかけながらチラシを届けました。



左から川畑さん、白江さん、坂田一仁事務局員

白江さんは「コロナ支援策のことを載せたチラシです」と言うと、みんな快く受け取ってくれる。コロナの影響は依然、深刻。中小業者が役に立つ情報を求めていること実感した」と話し、川畑さんは「まだまだ民商が知られていない。引き続き宣伝行動に力を入れ、紹介も募って、『秋の運動』で仲間増やしの成果を上げたい」と意気込みを語りました。

10の心得

税務調査についての

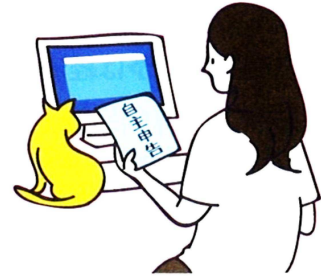
みんなの知恵と経験を出し合って、
不当な税務調査を許さない
活動を強めましょう



納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1

自主申告は
権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利です（国税通則法16条）

2

事前通知を
励行させよう



事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確認すること（国税通則法74条9、憲法13条・31条）。「調査理由を開示すること」（第72回国会で請願採択・1974年6月3日）

3

承諾なしの
反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」（国税庁の税務運営方針）

4

相手の
身分確認を



税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること（国税通則法74条13）

5

不都合なら
断りを



事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます（国税通則法74条9、憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

6

信頼できる
立会人を



質疑応答記録書の作成は断りましょう。納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」（春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定）

7

調査は
目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」（憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

8

承諾なしの
立ち入りは違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入ることとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」（憲法35条・住居の不可侵）

9

勝手な
取り調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。（北村人権裁判・大阪高裁判決。1998年3月19日に確定）また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10

印鑑は命



印鑑は命。税務署員に『押印』を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類（質問応答記録書など）でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること（公務員の職権乱用罪・刑法193条）